

地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化に関する  
関係省庁会議幹事会の官職の指定について

令和5年9月1日  
地方公共団体の基幹業務等  
システムの統一・標準化に関する  
関係省庁会議議長決定

地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化に関する関係省庁会議の開催について（令和5年9月1日関係省庁申合せ）第3項の規定に基づき、地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化に関する関係省庁会議幹事会の官職を以下のとおり指定する。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

- 議長 デジタル庁統括官  
副議長 デジタル庁統括官付参事官  
構成員 内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付）  
内閣府政策統括官（経済社会システム担当）付参事官（財政運営基本担当）  
こども家庭庁長官官房総務課長  
総務省自治行政局住民制度課デジタル基盤推進室長  
法務省民事局参事官  
文部科学省大臣官房政策課長  
厚生労働省大臣官房参事官（情報化担当）